

Q 若い世代の転入に応える住宅対策は

A 民間による賃貸住宅の建設に期待

西内陽美議員

子育て世代の
住宅整備は



質問 町長は、平成28年度町

政執行方針で、「子育て支援と教育環境の充実で若者世代の定住を促進させる」とした。

現在、本町への転入を希望する若い世代への住宅対策として、新築住宅や中古住宅取得への助成や、アパート、マンション建設に対する助成がある。

しかし、若い方、結婚して間もなく住宅を取得できるまでにない若い夫婦が、これらの制度に乗ることは、なかなか難しいのが現状だ。

これらの制度以外に、転入してくる若い世代向けの住宅対策についての考えを伺う。

町長 新十津川町を選んでいただいた若い世代の方々が、

生涯、本町で暮らしていくためには、それぞれのライフステージに合致した住宅が必要となることから、町ではそのニーズに合った住宅を選べるよう支援方を整えているところである。

とりわけ、住宅購入については新築のみならず中古住宅購入、改修といったニーズに応えるべく支援を進めている。

現在、中央地区の公営住宅は待機者が多く賃貸住宅も空きが無く、受け皿となるような空き家住宅の確保も難しい現状にあり、民間による賃貸住宅の建設に期待している。

再質問 公営住宅を活用した方策として、子育て世代は先ず広い間取りの公住に住み、家族数が少なくなった場合は部屋数の少ない公住への住み替えをすることを勧めてはいいかがか。

また、建替え計画のある、さくら、花月、花月もみじ団地の平屋建て公住の工事を前倒して2階建てとし、若い世代の住居を確保できないか。

町長 公営住宅の住み替えについては、居住者の家族数が出生などで変化したとか障がいなどを理由に住み替えはできるが、その場合でも一般希望者と同様の申請受けをししており、子育て世帯であることを理由に優先的に入居できる仕組みにはなっていない。

建替え工事の前倒しについては、平成29年度に、30年度以降の工事に関する見直しをする計画はあるが、現段階では、前倒しの計画や若者向けの建築予定はない。また、建替え工事は、現在住んでいる人向けであり、若い人向けに特定して建て替えるものではなく、入居戸数を増やす計画でもない。

再々質問 民間の力を活用した方策として、低家賃で子育てしやすい環境の賃貸住宅を建設した場合に、引き下げ分の家賃を建主に補助するなど、建設後の不安を払拭して建設を促してはいいかがか。

あるいは、共同賃貸住宅建設助成制度の要件を緩和して、複数の個人や会社が共同で建設できるよう、制度を見直しては。

町長 家賃設定は経営の範ちゅうであり、事業主の裁量によるものと考えている。よって、町が差額の家賃を負担するような考えはない。

共同賃貸住宅助成制度の要件緩和については、今後、内容を検討し町として拡充していくかを考えさせていただきたい。

私は、定住には、本町の役場や農協などの職場に新規採用となったとき、勤務と同時に町内に住んでいただくことが、きっかけとして一番望ましいと考えている。

そのために、新年度に国から払い下げを受ける開発官舎2棟8戸を購入、改築して、うち1棟をJAPINネに貸し付けることにした。

また、北海道が主体の道営住宅建設事業の中に子育て支援住宅建設制度があるので、活用できるように要請活動を行っていきたくと考えている。